

高圧ガス製造施設軽微変更届<第1種製造者>（冷凍）

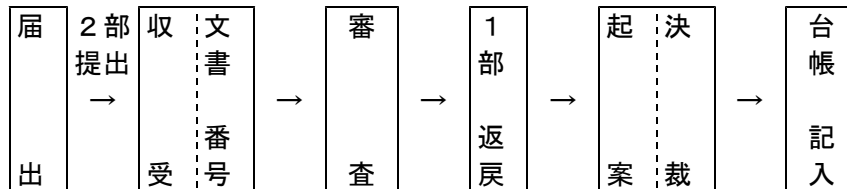
根拠法令

法第14条第2項 冷凍則17条

適用

- ①独立した製造設備の撤去の工事
 - ②製造設備の取替えの工事であって、冷凍能力が変更しないもの
 - ③製造施設の製造設備以外の設備の取替え工事
 - ④認定指定設備の設置の工事
 - ⑤指定設備認定証が無効とならない認定指定設備の変更の工事（同一部品への交換のみ）
 - ⑥試験研究施設における冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、**経済産業大臣が軽微なものと認めたもの**
- ※耐震設計構造物、可燃性ガス又は毒性ガスの冷媒設備の取替え及び冷媒設備の切断・溶接を伴う取替えの工事の場合は許可が必要。

手順



必要書類

- 1 軽微変更届書（冷凍則様式第5）
 - 2 変更の概要を記載した書面
 - ①変更の目的
 - ②変更の内容
- ・適用④⑤に該当する工事をした場合、指定設備認定証の写し

<留意事項>

変更理由を分かりやすく記載。
変更工事の内容等を分かりやすく記載。

審査

<留意事項>

- 1 法第14条第1項ただし書きに該当する
工事かどうか審査。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

台帳記入

決裁後、台帳に記入する。